

区割り改定案の作成方針

令和 4 年 2 月 21 日
衆議院議員選挙区画定審議会

1. 区割り基準

- (1) 各選挙区の令和 2 年日本国民の人口（令和 2 年国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。以下「人口」という。）は、議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区のうち、人口が最も少ない選挙区（以下「基準選挙区」という。）の人口以上であって、かつ、当該人口の 2 倍未満とする。

	令和 2 年日本国民の人口	
(参考) 鳥取県の改定原案における 2 区の人口	273, 973 人	
〃	の 2 倍未満	547, 945 人

- (2) 議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区の改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。
- (3) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲とするものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあつては行政区。以下同じ。）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
- (イ) 選挙区が一の市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の人口が、基準選挙区の人口の 2 倍以上である場合
- (ロ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の異動では、三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ一部の区域が他の選挙区に編入されることとなる各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ハ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の入れ替えによる異動では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ニ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、現在分割されている市（以下「分割市」という。）の区域を一の選挙区に属することとする異動で

は、当該分割市の区域が現在属している選挙区（以下「分割関係選挙区」という。）を含む三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ当該分割市の区域が属することとなる選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ホ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、分割市の区域を一の選挙区に属することとする異動では、当該道府県内において人口が最も多い選挙区と人口が最も少ない選挙区との較差が拡大することとなる場合（分割関係選挙区間における分割市の区域の一部の入れ替えによる異動の場合を除く。）

(ヘ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ト) 当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができるときに限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合

(6) 行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定にかかる市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

この場合、第 49 回衆議院議員総選挙（令和 3 年 10 月 31 日執行）における当日有権者数において較差 2 倍以上となっている状況も考慮するものとする。

また、以下のことに留意するものとする。

(イ) 郡の区域は、できる限り分割しないものとする。

(ロ) 北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重するものとする。

(ハ) 東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

2. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区について、1 に掲げる区割り基準に適合するように改定原案を作成するものとする。

- (2) 選挙区の数が増加することとなる都県については、当該都県の選挙区のうち、その人口が最も多いものから順に選挙区が増加する数の順位までにあるものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (3) 選挙区の数が増加することとなる県については、当該県の選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (4) 選挙区の数に増減のない道府県については、各選挙区について区割り基準への適合状況を検証し、次の選挙区について、所要の改定案を作成するものとする。
 - (イ) 1 (1) の基準に適合しない選挙区
 - (ロ) (イ) に該当しないが、区割り基準に照らし、改定を要する選挙区
- (5) 作業の結果得られた区割り改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。